

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのボート競技の
トレーニング再開のためのガイドライン
パラローイング種目 補遺事項**

第2版

公益社団法人 日本ボート協会 パラローイング委員会

2020年6月

障がい者選手並びに障がい者選手をサポートするスタッフは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのボート競技のトレーニング再開のためのガイドライン」の本則に加え、以下の補遺事項を遵守ください。

※補遺事項の番号とアイウエオは、本則に対比しています

3. ボート競技のトレーニング再開に必要な予防措置とリスク管理について

(1) トレーニング再開時のリスク評価と予防措置

(ア) すべての環境で常にリスクを最小限に抑えましょう

- ・公共交通機関は、可能な限り使わないで移動してください。
- ・車いす・杖・義手などの使用者は触る部分を常時消毒し清潔に保ってください。
- ・視覚障がい者は触れてモノを確認した後、必ず手指を消毒してください。
- ・栈橋を含む施設には、車いす・白杖・義肢装具・個人用固定シート・個人用クッション含む個人の身の回りの物を置かないこと。一時的に置かざるを得ない場合は、清潔が保てるよう適切に管理してください。
- ・スタッフが車いすや杖・義肢装具を運搬した場合、眼や顔に触らず、まず手洗い・消毒をしてください。
- ・スタッフが障がい者を補助する場合、お互い触れ合う前後で手洗い・消毒を行い、清潔にしてください。
- ・スタッフが視覚障がい者等のガイドを行う場合はマスク・フェースシールド・長袖・手袋で、立ち位置に気をつけてください。

(ウ)感染ピーク後におけるトレーニンググループ人数の縮小

- ・障がい者選手のグループが水上練習並びにエルゴメータールーム、トレーニングルームを利用する場合、グループをサポートするコーチ・スタッフは3名以下を基本とします。
- ・障がい者選手のグループ、及び同グループをサポートするコーチ・スタッフはメンバーを変更してはいけません。

関連・参考文献

日本障がい者スポーツ協会

パラアスリートのための新型コロナウイルス感染症予防について

https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200529_002160.html